

# 「外国PEPs」って何？

犯収法の再改正を受けて、取引時確認に「外国PEPs」の確認手続きが盛り込まれました。ここでは外国PEPsの概要や手続きのポイントを解説します。

Q1

そもそもPEPsって何？  
今回どうして  
犯収法に盛り  
込まれたの？



15年10月1日号で特集しています。とともに、新たに「外国PEPs」の確認について盛り込まれています。

PEPs（ペップス）とは「Politically Exposed Persons（重要な公的地位を有する者）」の略称で、例えば国家元首や首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国有企業の上級役員、重要な政党役員などを指すものです。財務省の参考資料においては、外国PEPsについては「外国において特に重要な公的な機能を任せられている、または任せられてきた個人」と解釈されています。

なぜ今回の再改正犯収法で「外国PEPs」が確認事項として盛り込まれることになったのか、ま

ずはその経緯からみていきましょう。

PEPsの確認は世界的に重要視されている

OECD（経済協力開発機構）内に事務局を置くFATF（マネー・ロンダリング金融活動作業部会）は主な活動として、「FATF勧告」というマネー・ロンダリング（以下、マネロン）対策・テロ資金対策に関する国際基準を策定し、その勧告に則った対策を各国に要請しています。PEPsの確認は、従前よりこのFATF勧告に盛り込まれていました。

PEPsとは前述したように、各国の政府要人や軍の高官といった人を指します。実数は少ないも

は承知していたものの、確認にかかるコスト負担などを勘案し、国内でのルール化を避けてきました。

しかし、2008年のFATF相互審査（FATF勧告への具体的な行動に対する評価）の指摘を受け、今回初めてPEPsへの対応が法で定められることとなりました。

また2012年に公表された最新のFATF勧告で、これまでのルール上「外国」の要人と定義されていたPEPsについて、新たに「国内PEPs（その国におけるPEPs）」という概念が盛り込まれました。

これによりPEPsには「外国PEPs」「国内PEPs」という2つの定義が存在することになり、現在、海外の金融機関では国内PEPsへの対応も進められています。近い将来、日本の金融機関にもこの新勧告に応じた態勢整備が求められる可能性があります。ので注視しておく必要があるのです。

Q2

外国PEPsに  
該当するのか  
具体的にどんな  
確認が必要に  
なるの？



金融機関は、再改正犯収法上の取引時確認の一環として、口座開設の申し出を受けたら、その顧客が外国PEPsに該当するかどうかをチェックすることになります。

確認の具体的方法としては、大きく分けて3つが考えられます。

外国PEPsの情報をリスト化したデータベースを導入し照会を行うもの、インターネット等の公開情報を活用して確認するもの、そして顧客本人の申告により確認を行うものです。

申告による確認については、例

えば現在でも、反社会的勢力への該当・非該当に関して顧客自身にチェックを入れてもらうといった形式で行われており、PEPsの申告も基本的には同様の形式で行われると考えられます。一方でデータベースによる確認を行う場合は、顧客からの申告は省略するという実務も考えられます。

実務への影響・負担の面でいえば、いずれかの方法が一概に好ましいとはいえない状況にあります。現状、当局主導でPEPsに関するリスト提供を行っている国はなく、民間の情報ベンダーにデータベースの提供を頼ることになります。つまりデータベース導入には、相応のコストが発生することになります。

加えて、データベース上でリスト化されたPEPs情報について、どんな根拠をもってその顧客がPEPsと登録されているかは情報ベンダー各社の基準に拠るため、明確性に欠ける部分もあるでしょう。データベースでの照会で

の、そうした人たちの中には権限を悪用し、例えば腐敗・汚職行為により公的な資金を私的に着服し、資金洗浄に及ぶ者もいます。よってFATFは、ある顧客がマネロンを行っていないか確認するうえで、「その人が公的に高い地位を有しているか」は、必ずチェックすべき点であると認識してきました。

これを受けて、PEPsの確認は世界的に重要視されており、すでに日本以外の国の金融機関では、口座開設時（および口座開設後）に顧客がPEPsに該当するか否かを厳格にチェックする手続きがスタンダードとなつています。

日本は、FATF勧告にPEPsの確認が盛り込まれている事実

顧客がリストに該当した場合に、その後もより詳細な調査を行い、該当・非該当を判断していく手続きになると思われれます。

顧客が外国PEPsに該当する場合は、厳格な顧客管理措置の実施が求められます。

業務フローに影響を与える可能性も

またPEPsの確認は、窓口での手続きのほかにも、確認プロセス面で業務フローに影響を与える可能性があります。

今回の政省令では、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置の確実な実施のため「統括管理者」を設け、その判断を仰がなければならないということが明記されています。

そこで仮に本部の部長等が統括管理者となった場合、現場が毎回本部の判断を仰ぐことになると、実務上問題が生じます。

したがって、現場へ判断権限を委譲する形での取扱いについても議論されています。これにより最